

2013年2月14日

各位

非常勤講師就業規則制定に関する過半数代表者の選出について（公示）

非常勤講師の就業規則が制定されるにあたり、労働基準法第90条に規定される各事業場ごとの過半数代表者の信任手続を以下のとおり実施いたします。

1. 立候補者

<事業場（キャンパス）>	<立候補者>
(1) 早稲田キャンパス (ファイナンス研究科・研究センター（日本橋）を含む)	■■■■■■■■■■ (国際学院) ※立候補者代表
(2) 戸山キャンパス	■■■■■■■■■■ (文学学院)
(3) 西早稲田キャンパス (川口芸術学校（川口）を含む)	■■■■■■■■■■ (理工学院)
(4) 所沢キャンパス	■■■■■■■■■■ (人間科学学院)
(5) 本庄キャンパス	■■■■■■■■■■ (本庄高等学院)
(6) 北九州キャンパス	■■■■■■■■■■ (理工学院)
(7) 高等学院（石神井）	■■■■■■■■■■ (高等学院)

2. 信任手続

不信任の場合：文末の用紙を第4項の宛先にご郵送お願いいたします。

信任の場合：手続不要（不信任の意思表示がない場合、信任されたものとみなします）

3. 郵送期日

2013年2月28日（木）必着

4. 不信任投票の郵送先

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学早稲田キャンパス29号館3階(教員組合内)  
非常勤講師就業規則制定過半数代表者選出事務局係

5. 本件に関する連絡先（事務局）

Tel：03-3203-4475（内線71-5632） Fax：03-3203-4630（内線71-4192）

以上

==== 切り取り =====

非常勤講師就業規則制定にあたり、以下の過半数代表者の選出には同意しません。

事業場（キャンパス）名：

信任しない立候補者氏名：

所属箇所：

氏名：

(印)